

アルケイアー記録・情報・歴史  
第一五号 二〇二〇年十一月 三三―五一頁  
南山アーカイブズ

尾張国山田郡水野氏の中世系図について

青山 幹哉

南山大学人文学部人類文化学科

The Medieval Genealogy of the Mizuno-Family  
of Yamada-gun, Owari-no-Kuni

Department of Anthropology and Philosophy, Faculty of Humanities,  
Nanzan University

AOYAMA Mikiya

*Archeia: Documents, Information and History*  
No.15 November, 2020 pp.33-51  
Nanzan Archives

- はじめに
- 一 系図の制作過程
  - 二 系図と古文書の伝来について
- むすびに

## 尾張国山田郡水野氏の中世系図について

青山幹哉

### はじめに

尾張藩士水野権平家（江戸時代中期の当主の多くが「権平」を名乗ったので、このように称す）には、十五世紀頃に作成されたと推定される中世系図が所蔵されていた。この古系図（以下、「水野氏中世系図」と記す）については、いささか疑問に思う点が二つある。一つは、十五世紀以降の子孫が書き継がれていないことであり、もう一つは、江戸前期からその存在が広く知られていたことである。

そもそも、新たに自分の家（一族）の系図を作成する際には、作成者（または依頼者）である自分か、すでに生まれている自分の子・孫の世代までを記載する。それだけではなく、系図末尾に幾分か余白を設けておくことも多い。それは将来の子孫による書き継ぎを想定しているからである。水野氏中世系図にも末尾には余白があり、最末の人物名の左には朱の系線が続いている（図一参照）。にもかかわらず、なぜ、書き継ぎがなされなかったのであろうか。

また、一族系図・家系図というものは、自家のレガリアともいべきものであり、通常は大切に保管しておき、法事などの重要な祭事に際して身内だけが披見するものである。<sup>(1)</sup> たやすく興味本位の他者に披見を許すものではない。しかし、水野氏中世系図は、近世早くからその内容についても他者に知られており、他者の実見が許されていたと思われる。このことは、単にその時々の水野家当主の性格に帰せられるべき問題なのであるか。

以上のような関心から、水野氏中世系図とは、どのような特質をもつ系図なのか、本稿において詳しく考察することにする。ただし、本稿では、水野氏中世系図を原本ではなく写真版によって調査したことを明記しておく。<sup>(2)</sup>

## 一 系図の制作過程

水野氏中世系図の現状は、縦三二・五<sup>センチ</sup>、横二〇八・〇<sup>センチ</sup>、楮紙四紙を継紙した卷子であり、外題に「水野氏系図」、奥裏書に「昭和五十四年八月成巻了」と、表装の日付が記されている。<sup>(3)</sup>

氏祖を桓武天皇とし、初めて「水野」と名字が小書された「景俊」を経て、致高の子である頼致の代で終わる。致高は、応永十九年（一四一二）十二月二十四日付けの称光天皇口宣案に見える人物である。<sup>(4)</sup>

水野氏中世系図は、内容と表記方法から、三つの「固まり」<sup>(5)</sup>に大きく分けることができる（図一参照）。



- ① 桓武天皇から師桑平次経家まで
- ② 景貞から致氏まで
  - A 景家・景俊流
  - B 高重↘高俊流
  - C 高康・高氏
  - D 景清流・景広流
- ③ 水野致顕以降と高氏兄弟

①は、中世の桓武平氏系図とほぼ共通する冒頭部から始まり、高望王の子の良将・良繇・良村・良兼兄弟の列記があり、その兄弟の中から良兼の流が選択され、その後が記載された。この箇所は、おおむね『尊卑分脈』や「入来院家本平氏系図」などと同様である。桓武平氏系図としての共通の祖型があり、それを範として作成したのである。ただし、良兼流以外に、水野氏とは関係のない良将流に「将門―将常」と子孫が記され、「将門」の左傍の小書に「相馬小次郎」の注記があることから、この系図の作成時期には、すでに将門を相馬氏の祖とする言説が社会に広まっていたことがわかる。また、「公雅」の子孫として、水野氏と関係のない致成流が入っているが、これも軍記物などで有名となっていた「鎌倉権五郎」<sup>(8)</sup>をあえて記すためであろう。

祖型からの写しとしては、やや雑なところが数カ所に見受けられる。「良村」の右傍には「村岡四郎」と小書されているが、これは「村岡五郎」のほずである。また、「公雅」の「公」であるべき文字の画数は書き直したかのように一画多いようにも見え、実際、この系図を翻刻した『瀬戸市史資料編三』では「公」ではなく「玄」と判読

して「玄雅」としている<sup>9)</sup>。

良兼の流れは、これも軍記物で名高い大箭の致経まで下ると、その子に「師桑平次経家」を釣り、ここで平氏を称する尾張地方の豪族系図としての姿が現われる。「師桑」の地名は、現在の愛知県愛西市に「諸桑」として残っており、経家はこの辺りに勢力をもったのであろう。

②は、新しい行の最上列に位置する「景貞」を祖とした一族の系図となる「固まり」である。すなわち、以下に述べる諸氏が同族であることを主張する形態、「一族系図」の躰をなしている。名字となった地名から推測すると、この一族は尾張国山田郡の「志談」（名古屋市守山区志段味）、水野（瀬戸市）や那古野（名古屋市）などに広がったらしい。

景家流（岡田・太田氏）と景俊流の水野有高までの箇所（A）が先にあり、列を上にした高重から高俊までの兄弟の流れ（志談氏）の箇所（B）が追加されたように見える。また、「高支」（「高文」あるいは「高友」の誤写か）の子・孫である「高康」「高氏」の箇所（C）の系線は朱ではなく墨であり、高康・高氏の二世代についてはさらに後から情報を得て追加したか、単に朱を入れ損なったか（他の系線は墨に朱を重ねている）。さらに景清流（水野氏）と景広流（那古野氏）の箇所（D）は、Bと同時に記載されたものかと思われる。

②のBの箇所、すなわち高重流の志談氏と高俊流の水野氏を主とする箇所が、この系図の主要部であった<sup>10)</sup>。ここでは、高俊の子「致高」に斜線を付して見せ消ちで「高致」とした訂正と、高致の子「致氏」に小書された「水野刑部左衛門三郎」の「三」を上から書き直した痕跡が見られる。

Dの箇所にもいくつもの訂正が見られる。「景清」から下に垂直に系線が引かれ、「基清」が釣られているが、その右に一度、系線を引き人名を書いて消した痕跡が見られる。中世系図では基軸から左に系線を引いて子を釣るの

が通例であるので、基軸よりも右に書くということは「基清」を書いた後から誰か（基清の兄か）を追加しようとしたことになる。だが、この追加は擦り消された。また、「景広」の「景」字も書き直され（消された下の字は判読不能）、その左傍の「那古野平六」とある小書も「野平」の字に太く二度書きして、最初に書こうとした文字を直している。このような訂正の多さを考慮すると、Dの箇所は下書きから清書したものではなく、書くべき事項を迷いながら記載した箇所と思われる。

③は、水野致顕（致秋）からの三世代と高氏兄弟が記載されている箇所、それまでとはいささか筆が異なる。②までが、一旦、作成された後に追筆された（書き継がれた）箇所であろう。十四世紀の観応の頃の水野氏は、現存する水野家古文書から推察するに、少なくとも足利尊氏派に属した致国むねくにと、足利直義―南朝派に属した致秋むねあきが分立していた<sup>1)</sup>。水野氏中世系図は、致国流を記載せず、致秋（＝致顕）の流れのみを記載している以上、③の箇所は致秋流によって書かれたものと思われる。

以上から推定される水野氏中世系図の制作過程を整理しよう。最初に①と②Aの箇所が元となる系図ないし下書きから作成され、すぐに②B・C・Dが新たな情報を元に若干の試行錯誤を交えて追筆された。この段階では、水野・志談氏らを中心として、複数の家を包括する一族系図の制作が意図されたものと思われる。その後、水野致秋の流れの者によって書き継ぎされ、現形の系図となった。それは、おそらくいくつかの流れに分かれた水野氏のうち、致秋流が嫡系であることを示すためであろう。



## 二 系図と古文書の伝来について

延享四年（一七四七）、尾張藩で藩士の系図集である『士林沂沚』が完成した。その中に、水野氏中世系図最末の人「頼致（致頼）」の子孫を称した家が二家あった。一つは、三十石の水野権平家であり、もう一つは、百五十石の水野家（以下、「水野元右衛門家」と称す）であった。<sup>[註]</sup>ただし、厳密に言えば、同系図における水野権平家の初祖は、頼致の曾孫（『張州雑志』所収の水野氏系図による）、あるいは玄孫（「水野家家系譜下書」による）とされ、百貫文の知行を認められて織田信雄に仕えた「久次郎致勝」である。

『士林沂沚』所収の水野権平家の系図冒頭には、「家譜曰、桓武天皇、孫高望王、三男鎮守府將軍平良兼、子武蔵守公雅之裔、曰水野備中守致頭<sup>ト</sup>、住尾州春日井郡水野邑<sup>ニ</sup>、（下略）」とあり、水野氏中世系図の伝える内容等が略述されている。それに対し、水野元右衛門家の系図冒頭には「家譜曰、此流与尾州水野住人水野権平<sup>ト</sup>同<sup>ラス</sup>系。然<sup>ドモ</sup>中間断絶、不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>具知<sup>ル</sup>、（下略）」とあり、水野氏中世系図の存在を示唆する記述はない。

水野元右衛門家の系図には、「致高」の孫は「平三郎致元」で、その孫である「庄八郎致元」は「濃州妻木（現・岐阜県土岐市）」に住み、「妻木玄蕃頭」に仕えた、と記されている。文化九年（一八一二）に作られた権平家の「水野家家系譜下書」<sup>[註]</sup>にも、頼致は「土岐美濃守持益に従ヒ、濃州野尻邑」に移住した、としている。土岐持益は美濃守護を務め、文明六年（一四七四）に六十九歳で死去した人物である。

水野権平家も水野元右衛門家も、十五世紀から十六世紀にかけて本領地である尾張国山田郡水野を離れて美濃に移った、との「記憶」を伝承するようになったわけである。むしろ、それが事実であることを示す「記録」はなく、その真偽については不明と言わざるを得ない。

そもそも鎌倉時代から続くような名族ならば、多くの庶流を生じたはずであり、時代の経過とともに嫡庶の諸流にも盛衰があり、おのずから「嫡流」も変転するものである。山田郡の水野氏の場合も例外ではあるまい。そのため、十五世紀半ば以降（系図の③）を書き継ぎした致秋流の某から以降）の水野氏中世系図の所有者については確認できない。

天正十年代（一五八二年以降）に成立したと思われる『織田信雄分限帳』には、尾張・伊勢で水野姓を称した給人が十人いたが、知行地・貫高・名前から、百貫文の知行を認められて織田信雄に仕えた「久次郎致勝」（『士林沂泗』所収系図での水野権平家の初祖）に該当する人物は見あたらない。<sup>(16)</sup>

水野権平家が尾張藩の分限帳に記載されるのは、寛文十年（一六七〇）のことで、そこには、藩主側向の御狩御用を務める「水野御案内之者」を務める水野久之丞（正勝）が「三十石」と記されている。<sup>(17)</sup> 与えられた石高はさほど多くなく、水野元右衛門家の百五十石に比べれば五分の一に過ぎない。名族の流れを汲むとは言え、有力な藩士家ではなかった。

水野権平家が水野氏中世系図を所有していたことを示す、もっとも古い史料は、尾張藩士の天野信景（一六六三年生、一七三三年没）が書き綴った『塩尻』にあった。その巻之三十八には、次のような記述がある。<sup>(18)</sup>

○尾州本貫の水野氏或亦藤原等各家其譜を蔵む、按ずるに春日井郡水野村住水野正照が家古系図あり、高望王の三男鎮守府將軍平良兼の子武藏守公雅の裔也、治承四年四月の下知状以来代々の古証状多し、其中に青野原合戦の時、尊氏公水野平七に賜はる小文、高師直役の時直義より賜ふ所の小文は、水野平七拜せし。其後水野致顕応永十九年の春備中守に任ず、其口宣今現に有、備中守は応永十九年十二月廿日卒す。上水野村感応寺に葬し、義

雲院仁峰宗知居士と号す、其外先祖山田郡志談郡司職を八条院より補したまひし状等数通あり。水野の庶流に志談氏有。水野代々の城地は上水野村の内一色と呼地なり。「割註」村より十三町北東の方也。」水野久次郎織田内府に仕へ百貫文の地を領す。内府配流の後牢人となる、凡備中守より今正照迄八代なり。我府下に仕へて漸家を起す。(後略)

この一行目に見える「水野正照」は、尾張藩の御林奉行を勤めた人物で、享保元年(一七一六)三月に六十六歳で死去した。<sup>19)</sup>この史料から、遅くとも十八世紀初頭までには、水野権平家が水野氏中世系図と数点の中世文書の所有者となっていたことがわかる。

ここで、水野権平家が所持していた中世文書について見ることにしよう。江戸時代、水野権平家は、いくどか水野氏中世系図と家藏古文書の閲覧を他人に許した。天野信景が『塩尻』でその存在することを明らかにした文書は、

「治承四年四月の下知状」

(表一(後載)の1)

「青野原合戦の時、尊氏公水野平七に賜はる小文」

(表一(後載)の9か)<sup>20)</sup>

「高師直役の時直義より賜ふ所の小文ふ所の小文は、水野平七拝せし」

(表一(後載)の5か)<sup>21)</sup>

「水野致顕応永十九年の春備中守に任ず、其口宣」

(表一(後載)の16)

「先祖山田郡志談郡司職を八条院より補したまひし状」

(表一(後載)の2)

の五点であった。

また、『尾陽雜記』卷之八<sup>(22)</sup>には、「水野系図」（水野氏中世系図）と「補郷司職事」「軍忠状」などの水野権平家所有古文書が書写され、収められた。『尾陽雜記』の著者と成立には諸説があり、そのうち、元禄期の水野貞信が編集したものを寛政期の水野守俊が加筆したものとする説<sup>(23)</sup>が有力ではある。もし元禄年間（一六八八―一七〇四年）に水野権平家で採録されたものであれば、『塩尻』とほぼ同時期の情報ということになる。

また、『尾陽雜記』では、観応二年（一三五二）十一月二十五日付け足利直義感状には「○又一通有あて名可考」、正平七年（一三五二）閏二月二十三日付け新田義興感状には「○此文牒二通あり」との按文があり、これらの文書には写しがあったようである。

その後、『張州雜志』第九十五<sup>(24)</sup>にも、「水野系譜」「水野家蔵古證書」（十四通）が収録された。『張州雜志』は、内藤正参が宝暦二年（一七五二）に起筆し、その死（天明八年（一七八八））まで執筆が続けられた未完の書である<sup>(25)</sup>。水野権平家では一七七五年に当主となった正恭の代に採録されたものと思われる。この採録時点で、「本紙紛失未詳」とされた文書が三点ある。文書正文が紛失していたため、写から採録したらしい。そのため、『張州雜志』採録のこれらの文書には、花押が写されていない（他の採録文書には花押影が書かれている）。さらに、『張州雜志』には、『尾陽雜記』では採録された正平六年（一三四七）十一月二日付け洞院実世御教書の記載がない。この文書は、南朝方から「田中<sup>(カ)</sup>岩見房」に対する軍勢催促状であるが、この岩見房と水野氏との関係は不明である。この文書については、写もなかったようである。

以上のことを整理しよう。表一は、『尾陽雜記』『張州雜志』に採録された古文書と、現在確認できる水野家文書を比較したものである（現在の水野家文書については、『愛知県史 資料編』の史料番号で記載した。「資」は資料編の略記である）。

尾張国山田郡水野氏の中世系図について

表一 水野家所蔵中世文書の諸本掲載比較

番号	年号	西暦	月日	文書名	差出	宛所	尾陽 雜記	張州 雜志	愛知県史
1	治承4年	1180	12月23日	源朝臣下文	源朝臣	山田庄志田見郷 (平高家)	○	○	資7-1324
2	寿永3年	1184	2月11日	某下文	某	山田御庄内志談百姓等所 (平隆家)	○	○	資7-1389
3	建保3年	1215	2月18日	祐信讓状	祐信	(女子宮御前)	×	×	資8-147
4	(徳治3年 <sub>前</sub> )	1308	後8月16日	袖判 某奉書	某	志談刑部左衛門尉	○	○	資8-664
5	建武2年	1335	11月2日	足利直義軍勢催促状(小折紙)	足利直義	水野平七	×	○	資8-990
6	正平2年	1347	11月2日	洞院実世御教書(小折紙)	伊賀守国宗(奉)	□□(田中 <sub>中</sub> )岩見房	○	×	資8-1218
7	観応2年	1351	1月16日	水野致秋軍忠状	水野平太致秋	(証判、今川朝氏)	○	本紙 紛失 (写)	資8-1289
8	観応2年	1351	2月4日	足利直義感状(小折紙)	足利直義	水野平太	○	本紙 紛失 (写)	資8-1296
9	観応2年	1351	2月12日	水野平七致国官途言上状	水野平七致国	(証判、足利尊氏)	○	○	資8-1299
10	観応2年	1351	11月25日	足利直義感状(小折紙)	足利直義	水野平太	○	○	資8-1330
11	正平7年	1352	閏2月23日	新田義興感状(小折紙)	新田義興	水野平太	○	○	資8-1339
12	正平7年	1352	3月3日	水野平太軍忠状	水野平太致秋	(一見了、新田義興)	○	○	資8-1340
13	正平7年	1352	5月3日	新田義興袖判下文(小折紙)	新田義興	水野平太致秋	○	本紙 紛失 (写)	資8-1341
14	正平7年	1352	5月24日	新田義興発行状(小折紙)	新田義興	水野平太	○	○	資8-1342
15	正平7年	1352	6月13日	新田義興官途吹拳状(小折紙)	新田義興	水野平太	○	○	資8-1343
16	応永19年	1412	12月24日	称光天皇口宣案(宿紙)	藤原経興(奉)	平致高	○	○	資9-1022

現状の文書群と『尾陽雜記』『張州雜志』採録文書群を比較すると、異なる点がある。建保三年(一一二五)二月十八日付け祐信讓状(表一の3)が、『尾陽雜記』にも『張州雜志』にも採録されていないのである。昭和二十九年(一九五四)九月十五日、水野権平家の子孫である水野信夫が、古文書を菩提寺である感応寺へ寄託した際の目録<sup>(2)</sup>には、

「一、証文 一通

建保三年二月十八日附、宛名なし」

との記載があり、当然ながらそれ以前から水野権平家の所有であったはずである。ただ、この文書は、祐信が女子宮御前に尾張国海東郡にある蟹江御品田、宮崎中河原畠、宮崎屋敷を譲与するというものであり、なぜ水野権平家に伝存したのか、その理由が判然としない。むしろ、この讓状が水野権平家に伝来した以上、宮御前は水野氏に関係する女性であり、当該田畠の所有権とともに権利付与文書も水野氏に残ったと推定することは可能である。しかし、それならば、なぜ『尾陽雜記』『張州雜志』の段階で採録されなかったのであろうか。そもそも、水野権平家の中世文書は先祖から相伝されてき

た文書としては、不自然な点が多すぎる。家伝文書の中核は、所領所職に関する権利文書である。しかし、それに該当する治承四年の源朝臣下文（表一の1）と寿永三年の某下文（表一の2）は、山田郡志田見（志談）に関する権利を示すものであり、本来、「志談」を名字とした高重流に伝来すべきものである。「水野」を称して分かれた分ながりが相伝するものではない。水野氏が保持しているべき文書は、水野郷にまつわる安堵状や充行状等であるべきだが、そのような文書は水野権平家所蔵文書の中に存在しない。

また、某年閏八月十六日付け袖判某奉書（表一の4）の内容は、鷹と山の管理に関するもので、江戸時代の水野権平家が世襲した「御林奉行」の職務と、なにやらつながりを暗示しているようにも思える。

さらに、水野権平家の中世文書の主たるものは南北朝動乱に関わるものであり、その数は全16点中の11点（表一の5〜15）に及ぶ。これにより、南北朝の動乱で水野氏は、足利尊氏派の「平七致国」と反尊氏派の「平太致秋」に分裂したことが判明する。<sup>47</sup>

しかし、なぜ両派の史料が同一の家に伝来したのか、不思議でもある。尊氏派の致国流が勝利して致国関係の文書を相伝していった、あるいは致秋流もなんとか生き延びて致秋関係の文書を相伝していった、ということならば納得もできる。しかし、両派の文書が致秋の子孫を称する家に伝来した以上、致秋の流が致国関係文書をなんらかの理由で入手したと考えざるを得なくなる。ただ、この場合でも疑問点が残る。それは文書形状が小折紙である八通の文書（表一の5、6、8、10、11、13、14、15）についてである。この八通は、通例からすると一回り小さい文書であり、案文の可能性も指摘されている。もし、この八通がすべて致国関係の文書であり、通例の大きさである他の文書三通（表一の7、9、12）が致秋関係の文書であれば（あるいは両者の関係が逆であっても）、反対派の文書を一括して入手したことを示す有力な証拠となるであろう。しかし、表一に見るとそうではない。小折紙の

八通の中でも、そうではない三通の中でも、致国と致秋の関係文書が混在している。

以上の考察から、江戸時代における水野権平家の中世文書は、時期によって変動があったことがわかった。『張州雜誌』採録時の「本紙紛失未詳」の問題は、あるいは一七三八年に水野権平家を襲った危機(23)と関係があったかもしれない。しかし、建保三年の祐信讓状(表一の3)は、『張州雜誌』採録時以降に、ようやく水野権平家の所有に帰した可能性が高い。あくまでも憶測となるが、水野権平家所蔵の中世文書は、後代における収集という方法も含め、さまざまな方法によって集められたものではないだろうか。

最後に別の視点からも考察してみよう。系図を作成する際には、通例、関係する(所蔵している)古文書を参考にし、系図中の人名の注記を小書する。もし、水野氏中世系図の作成時に、「平高家」を「山田庄志田見郷下司職」に補任した治承四年の源朝臣下文(表一の1)や「平隆家」を「山田御庄内志談」の「郷司職」に補任した寿永三年の某下文(表一の2)が手元であれば、系図の中の「高家」の傍らにその職を注記したと思われる。しかし、水野氏中世系図では、権平家所蔵中世文書を参考としたと思われる形跡は、系図末尾の「致高」に付せられた「任備中守」の注記だけしかない。すなわち、水野氏中世系図の「固まり」③(前節参照)を書き継ぐときにだけ、備中守への任官状である称光天皇口宣案(表一の16)を所持していたことが推測できるだけである。換言すれば、水野氏中世系図はほぼ水野権平家所蔵中世文書と無関係に作成された、と考えられるのである。

江戸時代の尾張藩士にとって、中世文書は本来、非現用文書であった。ただ、自らの家の由緒を示すという意味では、効力のある史料であった。戦国時代において鎌倉・室町時代の古文書を所有することにさほどの価値があったとは思えない。しかし、教養の時代である江戸時代において中世文書の価値は大きく上がったのである。

水野氏中世系図は、水野権平家にとって、自らの出自が桓武平氏であり平安時代から続く名族の嫡流であることを誇示する絶好のアイテムであった。とくに同族である水野元右衛門家が百五十石取りであったことに対し、水野権平家が古里水野の山野を管理する御林奉行であったとしても三十石取りに過ぎなかったことを考慮すれば、水野氏中世系図にはより一層大きな価値があったと言えるだろう。

ここで「はじめに」で記した疑問について回答しよう。一つ目は、なぜ水野氏中世系図には十五世紀以降の子孫によって書き継がれなかったか、という疑問であった。これに対しては、戦国時代の混乱によって系図の存在そのものが一旦忘却されてしまい、江戸時代初めまでに系図の所有者となった水野権平家にとっては、この系図に書き継ぐべき先祖も不明となったのではないだろうか。その後、江戸時代中期以降になると、系図作りの技法は進展し、水野権平家も書き込むべき先祖の人名を確定させたわけだが、その時にはすでに書き継ぐ時機を逸してしまったのである。それは二つ目の疑問に対する回答ともつながる。二つ目は、なぜ水野氏中世系図は江戸時代前期からその存在が知られていたか、という疑問であった。これに対しては、尾張藩士として卑格とされた水野権平家が自らの家格の高さを主張するため、早くから水野氏中世系図を他者に披見させた、という仮説を提示したい。そしてその結果、水野氏中世系図の内容が好事家に知られれば知られるほど、水野権平家としては自らの先祖を書き継ぐこと



に躊躇せざるをえなくなつたのであろう。

以上、水野氏中世系図について史料論的分析を試みた。憶測だらけの結論ではあるが、史料としての系図の価値を考える一助となれば幸いである。

註

- (1) 新たに仕官する際など、主人に求められて系図写を作成して提出することはあった。
- (2) 『瀬戸市史資料編三』(瀬戸市、二〇〇五年)掲載の写真版、および『愛知県史資料編14』(愛知県、二〇一四年)掲載のカラー口絵「図版5 水野氏系図」を用いた。
- (3) 『瀬戸市史資料編三』(瀬戸市、二〇〇五年)二八五号資料による。
- (4) 『愛知県史資料編9』(愛知県、二〇〇五年)一〇二二号資料。
- (5) 系図を「固まり」から考察する手法については、拙稿「熱田大宮司千秋家譜」の構成について一系図を「固まり」から考える―(『愛知県史研究』22号、二〇一八年)を参照。
- (6) 『尊卑分脈』(脇坂氏本)では、国香(本名良望、良兼、良将、良孫、良広、良文、良持、良茂、の八兄弟とし、「入来院家本平氏系図」では、良望、良将、良兼、良孫、良文、の五兄弟としている。中世の平氏系図については、拙稿「〈顕わす系図〉としての氏系図―坂東平氏系図を中心に―」(『伝承文学研究』54号、二〇〇四年)を参照。
- (7) 村上春樹『将門伝説』(汲古書院、二〇〇一年)参照。
- (8) 御霊となった「鎌倉権五郎」への信仰は、鎌倉時代の『吾妻鏡』に言及があり、中世武士社会におい広く知られていた。鈴木哲、関幸彦『闘諍と鎮魂の中世』(山川出版社、二〇一〇年)第二章のうち「鎌倉権五郎景政」を参照。
- (9) 『愛知県史資料編14』での翻刻も、『瀬戸市史』の読みを踏襲して「玄雅」となっている。
- (10) 江戸時代末期から明治時代初期に、この系図を書写した系図学者の鈴木真年は、この系図の名称を「尾張国水野志談平氏系図」とした。同系図写は、東京大学史料編纂所蔵謄写本「諸氏家牒」中【請求記号】2075.912)に収められている。
- (11) 南北朝期の水野氏については、『愛知県史通史編2』(愛知県、二〇一八年)第三章第二節を参照。

- (12) 卷第百に水野権平家、卷第百六に水野元右衛門家（「致高」を初祖、その子を「致頼」とする。「致頼」は「頼致」のごとであろう）の系図が収められている（ともに『名古屋叢書 続編』第二十卷（名古屋市教育委員会、一九六八年）所収）。
- (13) 名古屋市蓬左文庫本を翻刻した刊本の『張州雜誌』第十二卷（愛知県郷土資料刊行会、一九七六年）五三五ページ。
- (14) 『瀬戸市史資料編4 近世』（瀬戸市、二〇〇三年）23号資料。これは、文化九年（一八二二）に水野権平家当主である正矩が書き上げたもの。
- (15) 註(14)と同。
- (16) 『瀬戸市史通史編上』（瀬戸市、二〇〇七年）近世編第三章 第一節（鈴木重喜執筆）。
- (17) 『瀬戸市史通史編上』（瀬戸市、二〇〇七年）近世編第三章 第二節（鈴木重喜執筆）。
- (18) 『日本随筆大成』第三期14卷（吉川弘文館、一九九五年新装版第一刷）二九二ページ。天野信景は、尾張藩三代藩主徳川綱誠の命で『尾張風土記』の編集に従事した（『尾張風土記』は未完）。
- (19) 註(12)所掲の『士林沂泗』卷第百所収の水野権平家系図による。
- (20) 青野原合戦は建武五年（一三三八）一月に起こった。表一の9とは年が違う。
- (21) 「高師直役」、すなわち親応の擾乱は、親応元年（一三五〇）十月から始まった。表一の5とは年が違う。
- (22) 刊本としては、名古屋市の奥田定・所蔵本十冊を底本として岩田鉄次郎が訂正・増補したものが一九三二年に発行され、その復刻本を愛知県郷土資料刊行会が一九七七年に発行した。本稿ではこの復刻本、および国文学研究資料館所蔵の三井文庫旧蔵資料のうちにある「尾陽雜記」写のデジタル画像 <https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/200018623/viewer/242> ~ 250 を参照した。
- (23) 『新編東浦町誌本文編』（愛知県知多郡東浦町、一九九八年）一七九ページ（高木備太郎執筆）。
- (24) 註(13)所掲書五二九～五五一ページ。
- (25) 『国史大辞典』第九卷（吉川弘文館、一九九八年）「張州雜誌」項（小島広次執筆）による。
- (26) 安藤政二郎著・滝本知二改訂『改訂増補瀬戸とくろくろ今昔物語』（大瀬戸新聞社、一九五六年）（300）水野権平家の古文書感応寺へ保管」の項を参照。
- (27) 註(11)と同。
- (28) 「水野家家系譜下書」（註(14)参照）によると、正興の兄である正朝（『士林沂泗』卷百所収の水野権平家系図では「正等」と表記）が、元文三年（一七三三）三月に「不行跡」のために御林奉行を免じられ、四月に尾張藩を「立去」という事件があった。弟の正興は、享保十八年（一七三三）から御林奉行見習となっていたが、兄の事件のためか元文三年三月

に一旦、免職となったものの、翌年七月には「代々相勤来筋  
目之由」との恩情で御林奉行に任命され、水野権平家はなん  
とか保たれた。なお、『張州雜志』第九十五所収の水野家系

図（水野氏中世系図とは別の系図）によると、正朝は兄の正  
秀の養子となって跡を継いだ人物であった。